

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

気象業務法施行令及び計量法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第299号）による気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年滋賀県条例第7号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 気象業務法施行令の一部改正による条項の追加に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第37条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第36条まで 省略 (特殊自動車運転等作業手当)</p> <p>第37条 特殊自動車運転等作業手当は、次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 県道の除雪作業等を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員 次に掲げる作業</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 午後5時から翌日の午前8時までの間または午前8時後午後5時前の中で気象業務法施行令第4条の規定に基づく暴風雪警報もしくは大雪警報の発令下または同令第5条の規定に基づく暴風雪特別警報もしくは大雪特別警報の発令下において行う次に掲げる作業</p> <p>(ア)から(ウ)まで 省略</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号アに掲げる作業 450円(当該作業が午後5時から翌日の午前8時までの間または午前8時後午後5時前の中で気象業務</p>	<p>第1条から第36条まで 省略 (特殊自動車運転等作業手当)</p> <p>第37条 特殊自動車運転等作業手当は、次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 県道の除雪作業等を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員 次に掲げる作業</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 午後5時から翌日の午前8時までの間または午前8時後午後5時前の中で気象業務法施行令第4条第1項の規定に基づく暴風雪警報もしくは大雪警報の発令下または同令第5条の規定に基づく暴風雪特別警報もしくは大雪特別警報の発令下において行う次に掲げる作業</p> <p>(ア)から(ウ)まで 省略</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号アに掲げる作業 450円(当該作業が午後5時から翌日の午前8時までの間または午前8時後午後5時前の中で気象業務</p>

法施行令第4条の規定に基づく暴風雪警報もしくは大雪警報の発令下または同令第5条の規定に基づく暴風雪特別警報もしくは大雪特別警報の発令下において行われた場合は、710円)

(3) 省略

第38条以下 省略

法施行令第4条第1項の規定に基づく暴風雪警報もしくは大雪警報の発令下または同令第5条の規定に基づく暴風雪特別警報もしくは大雪特別警報の発令下において行われた場合は、710円)

(3) 省略

第38条以下 省略